

指定管理者の指定について（港区立神明子ども中高生プラザ）

本案は、神明子ども中高生プラザの指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立神明子ども中高生プラザ	港区浜松町一丁目6番7号

○指定管理者 港区港南一丁目2番70号
株式会社日本保育サービス

○指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

【現在の指定管理者】

株式会社日本保育サービス

【現況写真】



港区立神明保育園と同一の建物に所在